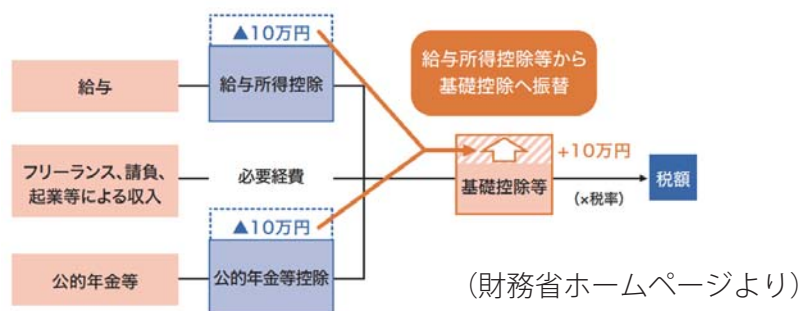


令和3年度から市・県民税が大きく改正されます

問税務課 ☎ 6766

【改正点1】 給与所得控除や公的年金控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。



改正に伴い、次の要件も見直されました。

要件など	改正後	改正前	要件など	改正後	改正前
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得要件	48万円以下	38万円以下	均等割の非課税限度額の合計所得金額(非課税となる人)	28万円 + 10万円	28万円
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下		同一生計配偶者および扶養親族がある人	28万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 本人) + 10万円 + 16万8千円
勤労学生の合計所得金額要件	75万円以下	65万円以下	所得割の非課税限度額の総所得金額など(均等割のみ課税される人)	35万円 + 10万円	35万円
家内労働者などの事業所得などの所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額	55万円	65万円		同一生計配偶者および扶養親族がある人	35万円 × (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 本人) + 10万円 + 32万円
寡婦および寡夫に係る生計を一にする子の総所得金額等要件	48万円以下	38万円以下			
雑損控除に係る親族の総所得金額等要件	48万円以下	38万円以下			
障害者、未成年者、寡婦および寡夫に対する個人市県民税の非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	125万円以下			

【改正点2】 所得金額調整控除の創設

(ア) 給与などの収入金額が850万円を超え、①～③のいずれかに該当する場合

- ①特別障害者 ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与などの収入額} \text{ 上限}1,000\text{万円} - 850\text{万円}) \times 10\% \text{ (上限}15\text{万円)}$$

(イ) 給与所得控除後の給与などの金額と公的年金などに係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

$$\text{所得金額調整控除額} = (\text{給与所得控除後の給与などの金額} \text{ 上限}10\text{万円} + \text{公的年金などに係る雑所得の金額} \text{ 上限}10\text{万円}) - 10\text{万円}$$

【改正点3】 ひとり親控除の創設や寡婦(夫)控除の改正

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子(総所得金額などが48万円以下)を有する単身者について「ひとり親控除」(30万円)を適用することができるようになります。
- ②前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親は、個人住民税が非課税になります。
- ③寡婦(※)控除に所得制限(合計所得金額が500万円以下)を設けます。
※夫と死別した人または子以外の扶養親族がいる人

❖その他の改正内容など詳しくは市ホームページをご覧ください。